

働き方改革 → 『労働基準法』改正

★ News 時間外労働の上限規制など → 施行日 2019年4月1日

昨年、国会で成立した「働き方改革」により「労働基準法」はじめ 8 本の法律が改正され、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日から順次施行されます。

中小企業への適用は 1 年猶予

■ 残業時間の上限規制 … 施行日 大企業・2019 年 4 月 1 日、中小企業・2020 年 4 月 1 日

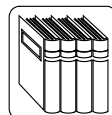
- 時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。(月 45 時間は、1 日当たり 2 時間程度の残業に相当します。)
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
  - ・ 時間外労働 … 年 720 時間以内 (月 45 時間を超えることができるのは、年 6 ヶ月まで)
  - ・ 時間外労働 + 休日労働 … 月 100 時間未満、2~6 ヶ月平均 80 時間以内とすること。
- 法違反か否かは、「所定外労働時間」ではなく「法定外労働時間」の超過時間で判断します。
  - ※ 「所定労働時間」は会社で定めた労働時間、「法定外労働時間」は 1 日 8 時間・1 週 40 時間
- 上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| 自動車運転の業務・建設事業  | 上限規制が 5 年間猶予                       |
| 医師             | (2024 年 4 月 1 日以降の取扱いが、それぞれ規定される。) |
| 鹿児島・沖縄の砂糖製造業   | 上限規制が 5 年間猶予                       |
| 新技術・新商品の研究開発業務 | 上限規制の適用除外 (会社は健康確保措置義務を負う)         |

< 法定労働時間 1 日 8 時間・1 週 40 時間の原則は、今回の法改正によっても変わりません。 >

★ News 帳簿書類等の保存期間について

経理税務関係の書類は、税法や会社法で保存期間が定められていますが、法定期間にかかわらず、法人にとって永久保存が必要とされるものもあり、留意して下さい。



|  |               |
|--|---------------|
| <p><b>保存期間 7 年 (税法で定められているもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「帳簿」・総勘定元帳、現金出納帳、仕訳帳、売上帳、仕入帳、売掛金・買掛金元帳、固定資産台帳など</li> <li>・ 「書類」・貸借対照表、損益計算書、棚卸表、注文書、契約書、領収書など</li> <li>※ 欠損金の生ずる事業年度は、帳簿書類の保存期間は <b>10 年</b></li> <li>・ 源泉徴収簿(賃金台帳)、扶養控除等(異動)申告書、配偶者控除申告書、保険料控除申告書など</li> </ul> | <p>+ 証憑書類</p> |
| <p><b>保存期間 10 年 (会社法で定められているもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「計算書類 + 附属明細書」・「会計帳簿 + 附属明細書」・上記の税法による「帳簿」「書類」など</li> <li>・ 「事業に関する重要書類」・株式申込簿、株式台帳、株主資本等変動計算書、印鑑簿など</li> </ul>   |               |
| <p><b>永久保存が必要とされるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款、登記関係書類、社内諸規定、株主総会議事録、取締役会議事録、株主名簿など</li> <li>・ 税務申告書など官公庁への提出書類、官公庁からの許認可書など</li> <li>・ 特許など重要な権利や財産の得喪に関する書類、契約書など</li> </ul>   |               |

★ News 介護保険料率・3 月分から改定

協会けんぽの介護保険料率が、平成 31 年 3 月分(4 月納付分)から次のとおり変わります。

給与・賞与の 1.57% → 給与・賞与の 1.73%

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9  
 田中会計事務所 税理士 田中育雄  
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>